

1918年から1921年までのポーランドにおける食糧配給政策

——第二次配給省 (Ministerstwo Aprowizacji) の活動を通して——

松 家 仁

本論の分析対象は、ポーランド第二共和国初期 (1918年10月～1921年12月) に存在した、ポーランド (旧ロシア領・オーストリア領) における食糧徴発・配給政策を管轄する配給省 (Ministerstwo Aprowizacji) の経済政策である。本論は、配給省およびその付属官庁 (国立穀物局 Państwowy Urząd Zbożowy および国立馬鈴薯局 Państwowy Urząd Ziemniaczany) の文書および当時の日刊紙などを用いて、この官庁の実務を担当したレオナルト・ザボロフスキ (Leonard Zaborowski) およびイエジ・ゴシチツキ (Jerzy Gościcki) という2人の人物の活動を検討しつつ、配給省の統制政策がどのように行われ、さらにいかなる限界を持っていたのかを分析する。その分析から明らかになるのは、暴利取締の限界や商工業者の反発さらに外国からの穀物輸入計画の失敗などにより、この統制経済の試みが破綻したことであり、またこの戦中から戦後における統制経済の失敗が、その後の価格統制制度や経済学者の統制経済への否定的な態度を生み出す原因となったとも本論は主張する。

1 問題設定と基礎史料

本論の課題は、1918年から1921年までのポーランドにおいて、具体的な食糧配給政策の内容に焦点を当てつつ、その所管官庁である第二次配給省の活動を通して、いかにして統制経済が組織・運営されたについて、政策方針を定めた2人の人物の活動を軸に検討することにある。その際、いかなる過程を経て政策決定が行われたか、また生産者・消費者双方の利害がどのように反映されたのかに関して、心理的な態度や、輸送・統計の問題さらに政治状況など、なるべく多様な観点から分析を行うことを本論は特に目指した。

まず本論を理解するためのマクロ的状況を説明しておこう。第一次大戦以前、プロイセン・ドイツ、ロシア、オーストリアに分割・支配されていたポーランドは、大戦開戦後に旧ロシア領のワルシャワがドイツ占領下に置かれることとなり、さらに大戦後これらの三分割地域がモザイクのように新国家を形成することとなった。しかしこの新国家の国境は安定せず、西のドイツとは国境策定問題やシロンスク (シュレジェン) (Śląsk / Schlesien) 蜂起を理由に対立しており、また東のソヴィエト連邦とは戦争状態にあり (ポーランド・ソヴィエト戦争⁽¹⁾)、さらに北のリトア

* 本論は、日本学術振興会科学研究費 (2007年度) 基盤研究 (B) 「ヨーロッパ統合の経済思想史的研究」 (研究代表者: 廣田功 東京大学名誉教授・新潟大学教授) の研究助成による研究成果の一部である。また本論と並行して書かれた拙稿「第一次大戦から1921年までのポーランドにおける統制経済とユダヤ人問題」においても、ユダヤ人問題と関連する限りにおいて本論の課題に触れている (『歴史と経済』193 (XLIX-1) 2006年10月号所収)。

ニアとも国境紛争が生じていた。

こうした戦乱下において、食糧供給は、単に経済上の問題に留まらず、安全保障そして治安問題にも関わる重要な領域であった。ポーランド政府は、ドイツ占領当局の残した統制制度を利用しつつ、まず(1)軍需に必要な食糧を確保し、次いで(2)安定的に食糧をワルシャワ、ウーチ(Łódź)などの大都市、鉱山(炭坑・塩坑)などに民需向けに配給しつつ、(3)さらに住民投票で有利な結果を得る目的で国境紛争地域に対しても、他の一般住民や農民の自家消費と比較して、優先的に食糧を供給する必要があった(後の表3も参照)。

こうした課題を達成するために、主に民需向けの食糧調達機関として設置されたのが、配給省であった。この他、軍需向けには中央輜重局(Główny Urząd Zaopatrzenia Armii)が存在し、研究対象期間において配給省との役割分担協定があり配給省も軍需を調達すると規定されていたのにも拘わらず、戦場となったポーランド領内から配給省よりも高い価格で穀物を恣意的に徴発するなど混乱が生じていたが、資料も乏しくかつ先行研究も存在するので、本論はこれを分析対象とはしない。

ポーランド第二共和国では配給省は、第一次・第二次の二段階で存在した。本論が扱うのは第二次配給省であるが、その前身は第一次大戦中のドイツ軍政下の1917年12月に設置され、1918年1月3日の政令によって定められた第一次配給省であり、それは「住民に食糧ならびに必需品を供給する」省庁であった⁽⁴⁾。しかし第一次配給省は、占領下という条件の下で、権限が乏しく存在理由もないという理由で3ヵ月で廃止され、4月内務省に吸収されてしまった⁽⁵⁾。ついで終戦期に本論の対象である第二次配給省が設置されるが、これは、占領当局からの行政権力委譲に備えて1918年10月26日の摂政会議(Rada Regencyjna)の政令により復活したものであり、1921年7月7日の「農産物取引制限の廃止ならびに配給省の清算状態への移行に関する法律」により1921年末に解体されるまで、ポーランドの食糧配給問題を専管した官庁である⁽⁷⁾。

本論が対象とするのは後者であるが、もちろんこの両者には人的・政策的な連続性が存在している。そこでまず、この両者をつなぐものものとして、本論は後に第二次配給省で配給基本政策を策定する立場にあったレオナルト・ザボロフスキ(Leonard Zaborowski)の第一次大戦期の論考に注目する。ついで、第二次配給省において配給政策の分野で彼と時に協力し時に対立したイェジ・ゴシチツキ(Jerzy Gościcki)との関係を軸に配給省の活動を追っていくことにしたい。

さて、この第二次配給省は政府の一省庁でありながら、それに言及している研究は少ない。そ

注 (1) 東方を占領していたドイツ軍の崩壊の結果生じた権力空白地帯を巡るポーランド共和国とソヴィエト赤軍の間の戦争(1919年2月勃発)。ポーランド軍は一時劣勢に追い込まれ、1920年8月にはワルシャワ郊外にまでソヴィエト軍が進軍したが、その後1920年8月に戦局は逆転し、10月のリガ条約により停戦した。

(2) AAN, MA 322, k. 149-152, 155-158; MA 1810, k. 5, 48, 54, 343.

(3) Kazimierz Adamek, *Indentura Wojska Polskiego 1918-1956*, Warszawa, 1998.

(4) *Dziennik Praw Królestwa Polskiego* (以下 *DzPKP*), 1 II 1918, nr 1, poz. 1, s. 1-5.

(5) AAN, GCRRKP 234, k. 20.

(6) *DzPKP*, 2 XI 1918, nr 14, poz. 30, s. 83-84.

(7) *Dziennik Ustaw Rzeczypospolitej Polskiej* (以下 *DzURP*), 21 VII 1921, nr 63, poz. 389, s. 1053-1054.

の中でも Z・ランダウ (Zbigniew Landau), J・トマシェフスキ (Jerzy Tomaszewski) の古典的な著作『インフレーションの時代—1918~1923—』および J・トマシェフスキの「1918~1921年の統制商業」が重要であり、特に後者は、同時期の流通統制政策について、主に内閣での討議過程の水準で分析しており特に注目すべき研究である、また近年では K・バシヤク (Kazimierz Basiak) の「L・スクルスキ (Leopold Skulski) 政権の経済政策」も本論のテーマと関わりが深い⁽⁸⁾が、この著作は、配給省自体を直接対象としていない⁽⁹⁾。

配給省に関する研究が不十分な理由は、その存続期間が短かったこと、ついで戦間期には歴史研究としては新鮮過ぎかつ第二次大戦後には第二次大戦史研究が国策的に進められたため第一次大戦史・ソヴィエト・ポーランド戦争に関する研究が手薄になったことなどが考えられる。なお日本におけるこの時代の経済政策に関する研究としては、藤井和夫氏の「第一次大戦直後のポーランドにおける戦時経済」ならびに田口雅弘氏の「両大戦間期ポーランドの国家と市場」が重要であり参照されたい⁽¹⁰⁾。

本論は、ワルシャワ現代史史料館 (Archiwum Akt Nowych - AAN) の所蔵する配給省 (Ministerstwo Aprowizacji - MA) ならびにそれに付属する国立必需品購買局 (Państwowy Urząd Zakupu Pierwszej Potrzeby - PUZAPP), 国立穀物局 (Państwowy Urząd Zbożowy - PUZb) そして国立馬鈴薯局 (Państwowy Urząd Ziemniaczany - PUZiem) に関する資料を基礎史料とする。さらに AAN の所蔵するポーランド王国摂政会議文民政府 (Gabinet Cywilny Rady Regencyjnej Królestwa Polskiego - GCRRKP), 内閣幹部会 (Prezydium Rady Ministrów - PRM), 及び中世・近世史文書館 (Archiwum Główne Akt Dawnych - AGAD) の所蔵するワルシャワ総督府行政官資料 (Szef Administracji przy Generalnym Gubernatorze Warszawskim - SzAGGW), さらに国立文書館—ポズナン (Archiwum Państwowe - Poznań - APP) 所蔵の旧プロイセン領省 (Ministerstwo Byłej Dzielnicy Pruskiej - MbDzPr) 文書も必要に応じ利用した⁽¹¹⁾。

しかしこれらの史料における統計について、簡単に注意しておかねばならない。まず、統計がそもそも提供されないという問題が存在する。一例を挙げれば、1920年3月18日配給省内部で行われたある会議では、統計の不足の原因の一つとして、自郡からの移出を抑えるためにわざと

注 (8) Zbigniew Landau, Jerzy Tomaszewski, *W dobie inflacji 1918-1923*, Warszawa, 1965. Jerzy Tomaszewski, 'Handel reglamentowany w Polsce 1918-1921', *Zeszyty Naukowe Szkoły Głównej Planowania i Statystyki*, nr 56 (1965), s. 5-39.

(9) Kazimierz Badziak, 'Polityka gospodarcza rządu Leopolda Skulskiego. Program Władysława Grabskiego i próby jego realizacji do końca czerwca 1920 r.', *Dzieje Najnowsze*, 36 (2004 (2)), s. 37-48.

(10) 藤井和夫「第一次大戦直後のポーランドにおける戦時経済」『経済学論究』(関西学院大学) 52巻2号(1998年12月), 85~102頁; 田口雅弘「両大戦間期ポーランドの国家と市場」中山昭吉・松川克彦編『ヨーロッパ史研究の新地平』昭和堂, 2000年, 256~274頁。

(11) 本論ではここで示した略号により引用する。また日刊紙についても以下の略号を用いる。*Deutsche Warschauer Zeitung - DWZ, Deutsche Lodzer Zeitung - DLZ, Lodzer Freie Presse - LFP, Robotnik. Organ PPS - Robotnik, Kurjer Warszawski - KW, Gazeta Poranna 2 Grosze - GP2, Gazeta Warszawska - GW, Dziennik Poznański - DzP.*

表1 1919/20 経済年度の旧プロイセン領から他地域への穀物移出統計 (1921年1月の調査)
(1920年11月20日まで・単位：貨車数)

調査主体	旧プロイセン領省供給局 ¹ (Departament Aprowizacji)	国立穀物局 (ワルシャワ) (Państwowy Urząd Zbożowy)
旧ロシア領向け	3,149	2,454
上シロンスク向け ²	1,325	319
チェシン (Cieszyn) 地方向け	233	204
軍需	3,009	740.5 ³

- 注) 1. 旧プロイセン領省 (Ministerstwo Bylej Dzielnicy Pruskiej) 配給局とは、旧プロイセン領を所轄する地域省庁の配給担当官庁。
2. 上シロンスク (上シュレジェン Górny Śląsk/Oberschlesien)。
3. 1920年10月15日まで。

出典) AAN, PUZb 1675, k. 47.

統計データを提出しない郡が存在したことが報告されている。⁽¹²⁾ ついで、統計自体の正確さについてもかなり疑問が残る。後述するように第一次大戦直後、ドイツの農業地域であった旧プロイセン領から食糧不足に悩む旧ロシア領に対して大量の穀物移出が行われた。これはドイツ・ライヒの統制制度が引き続き維持され、比較的安価な穀物を生産できた旧プロイセン領には、自由になる穀物在庫が多かったゆえ行われたのであるが、その代金精算のために行われた後の調査で、移出量のデータが、送り出し側のそれと全く異なり、そのずれは一部で3倍以上もあることが判明した (表1)。

このデータのずれは、旧プロイセン領とワルシャワの間での移送分の代金精算を担当した官僚を悩ませたのだが、その要因としてはそもそも販売側が多く見積もりがちであることや、貨車単位で量られたので不正確なことに加えて、かなりの量が輸送途中で盗難にあった可能性や、前述のように担当官庁が異なる軍需が「横取り」したことなどが推測できる。(後述するようにこうした統計の不足こそが、第一次大戦直後のポーランドにおける統制経済失敗の重要な要因の一つとなった)。

したがって、この時期の史料には様々な統計データが挙げられているが、互いに矛盾したりあるいは断片的であったりしており、これらの統計データには信憑性がない。さらに一部で自治体を割る形で国境が設定されたため、それらの地域では以前のデータとの時系列的比較も不可能であった。⁽¹³⁾ 従って、以下の議論においても統計数字は単に傾向を表す目安としてしか用いることが出来ない。

2 第一次配給省とザボロフスキの「中間の道」

ポーランド・ソヴィエト戦争期における統制経済は本論で後に詳述するように、基本的には統制と自由経済を折衷的に取り入れた、割当制度 (kontyngent) によって運営されていた。この制度は、農家に対して郡単位で、経営面積、地味などを考慮して、公租の一部として一定の拠出量

注 (12) GW, 21 III 1920, 140-80

(13) APP, MbDzPr 77, k. 88.

(割当)を課すというもので、その抛出量で都市の最低限の需要を安価な食糧配給を満たしつつ、その抛出を達成した郡からは農家が残った収穫量を自由価格で販売できるという制度であった。この制度の基本的なアイデアは、すでに第一次大戦期に出されていたものであった。第一次大戦期、ドイツ占領下ポーランドでは軍政当局による食糧の体系的な収奪が行われ、都市の食糧状況が大幅に悪化していた。こうした状況下、ワルシャワ市のイニシャティヴで組織されたポーランド都市会議は、1917年11月、将来のポーランド政府を準備するための行政組織としてドイツ占領軍から認められた摂政会議に配給に関する省庁を設置するように求め、その結果12月臨時国会会議(Tymczasowa Rada Stanu)社会経済局が昇格し、前述の第一次配給省が設置された⁽¹⁴⁾。

しかし、ドイツ軍政当局の機関である邦穀物局(Landesgetreidestelle)が穀物の集荷権限を持っており、1918年1月に設置された配給省は殆ど実効的な改善措置が執れず都市向けの食糧供給は沈滞した。また比較的良好であった、クラクフの国内経済会議(Rada Krajowa Gospodarcza)が配給を管理していたオーストリア地域(本論では対象としない)との間の経済統合をドイツ占領地域のポーランド文民「政府」は求めていたが、これもワルシャワ総督府により却下された。4月、配給省は民警や裁判所と協力して利潤を体系的に監視することで、食糧投機の撲滅を図る計画を立案したがこれも失敗した⁽¹⁵⁾。こうした中で第一次配給省は4月内務省の一部局に格下げとなった⁽¹⁶⁾。

こうした中、軍用馬の徴用・人工肥料不足・生産資材高騰により疲弊していた食糧生産者は、接收価格が低すぎるから食糧を抛出せず(1918年4月でも抛出規定量の50%)、抛出させるには警察の介入が不可欠であった⁽¹⁸⁾。しかし農村では農作物の隠匿や闇販売、統制外の農作物の栽培といった抵抗手段が残されており、この抵抗は公的な統制経済と並行して闇経済という「自由経済」を産み出した。闇経済で取引されるパンは、「切符外パン」と呼ばれ極めて高価であった。さらに占領当局側もこの「自由経済」も活用して穀物調達を行ったため、統制経済と自由経済が併存する二重経済状態が発達した。

他方、乏しい配給を補うためにこの高価な闇パンを買わねばならない都市住民からは、農村の生産者に対する不満が高まっていた。そして農業シンジケートが扱う馬鈴薯の不足や品質低下を理由に生産者への不信感は拡大し、また物価騰貴と相対的賃金低下を理由にストが頻発する事態となった⁽¹⁹⁾。そこで、軍政による略奪経済・都市住民の要求する統制的な食糧集荷制度と、農家の生産意欲を引き出すための自由取引導入要求との間で何らかの妥協点を政策的に探る課題が当時

注 (14) DWZ, 18 XI 1917, 3-318; 21 XI 1917, 3-321; 23 XI 1917, 3-323; 24 XI 1917, 3-324; 27 I 1918, 4-26. DLZ, 24 VIII 1918, 4-233. Ryszard Szwed, *Samorządowa Rzeczpospolita 1918-1939*, Częstochowa, 2002, s. 133, 156. Marek Przeniosło, *Chłopi Królestwa Polskiego w latach 1914-1918*, Kielce, 2003, s. 100.

(15) Władysław Jerski, 'Zagadnienia aprowizacyjne', KW, 2 IV 1920, 100-93.

(16) DWZ, 16 III 1918, 4-74; 24 IV 1918, 4-111.

(17) AAN, GCRRKP 234, k. 20. Zdzisław J. Winnicki, *Rada Regencyjna Królestwa Polskiego i jej organy (1917-1918)*, Wrocław, s. 243.

(18) AAN, GCRRKP 232, k. 22. DLZ, 24 IV 1918, 4-111; 27 III 1918, 4-96; 1 V 1918, 4-120. L. Zaborowski, 'Stosunki aprowizacyjne Królestwa Polskiego', *Praca Społeczna*, zeszyt 1, Warszawa 1918/07, s. 41.

(19) AGAD, SzAGGW 18, k. 69-70. DWZ, 19 XII 1917, 3-349.

の文民官僚に課せられることになった。この解決策として出されたのが、統制と自由の間の「中間の道」すなわち割当制度であった。

この都市と農村の対立、統制経済と自由経済の二重経済という課題への対策をまだ大戦中の1918年7月に提案したのがレオナルト・ザボロフスキであった。彼の経歴をまとめると、彼は1888年生まれで、その後チューリヒ大学で学んだ後、第一次大戦期にはドイツ軍政下のワルシャワ市政では、配給問題の専門家として1916年7月に設置された市配給局に所属し、また8月からは市食糧問題・投機撲滅委員会の委員となった。第一次配給省設置後は配給省の穀物・飼料・砂糖配給責任者に任命され、その解体後内務省配給局に異動した。ポーランド独立後の1919年1月、第二次配給省では農業局局長となり、1920年2月配給省副大臣に任命されるが1921年1月7日わずか32歳で逝去した。⁽²⁰⁾

第一次配給省解体後に『社会事業』誌 (Praca Społeczna, 1918年7月号) に発表された彼の論文「ポーランド王国の配給関係」は、まず農民の抛出拒否と闇経済の発達について、抛出価格が闇価格よりも極端に低いという事情では農民に警察規則で抛出を強要したり、自己犠牲を求めたりできないと主張する。そして生産費が高騰する中、生産者は農場を守るために闇販売をせざるをえないと生産者への理解を表明しつつ、「切符外パン」の価格が高い理由を闇取引業者の手に穀物取引が集中しているためであるとして、彼らの不法なマージン幅を抑制するためにむしろ穀物闇取引を合法化・自由化するという選択肢もありうると主張した。しかし自由取引を導入すれば、穀物価格は高騰し都市の消費者に致命的な影響を及ぼしてしまう。そこで農村の利害からは接收制度は否定されるべきであり、他方都市の利害からすれば自由取引の導入は致命的な危機を引き起こすとまとめつつ、この2つの利害を調停する方法として彼が提唱したのが、「中間の道」(droga pośrednia) であった。すなわち、

しかしながら、中間の道が存在する。それはこの複雑な問題を、利害関係者双方、すなわち生産者と消費者双方に有利に解決しうるものである。実際不十分だがそれでも現在の基準量の2倍の分量の安価なパンを、土地なし農民と都市住民向けの配給に回した上で、割当 (kontyngent) 抛出が達成されたら残りは、⁽²¹⁾ 国家機関の全般的監督下で自由取引に委ねるのが望ましいと思われる。

ここでいう割当とは、農家毎に一定の穀物抛出量を課しそれを都市の食糧供給に用いるという方法を指す。これに対して、農家から自家消費量控除後の余剰を警察的に取り上げる方法を接收 (sekwestr) と呼び、軍政当局が戦争中に用いていたのはまさにこの方法であった。そこでザボロフスキは接收ではなく割当制度、即ち農家が割当を抛出すれば余剰の自由販売を認めるという方法で現存する二重経済を折衷的に制度化すれば問題が解決できると考えたのである。そしてポーランド独立後の1919年1月、前述のように復活した第二次配給省で農業局局長となると、この第一次大戦期に発表し実行に移せなかったアイデアを実行することにより、ポーランド・ソヴィエト戦争期の軍需を満たしかつ都市向けの低価格食糧配給を行うという課題を乗り越えようと

注 (20) AAN, GCRRKP 232, k. 28. AGAD, SzAGGW 20, k. 60. GW, 8 I 1921, 141-7.

(21) Zaborowski, 'Stosunki aprowizacyjne', s. 42-43.

したのである。

3 独立ポーランドの配給政策

(1) 戦後の「新しい」制度

ドイツ革命とその後の枢軸国側の敗北により新政権が成立すると(1918年11月),ドイツ占領当局による食糧収奪(1918年後半には10万トンを超える穀物を収奪)は中断したが⁽²²⁾,年度の途中でもあり社会主義政権であったイェンジェイ・モラチェフスキ(Jędrzej E. Moraczewski)新政権は配給統制を維持し続けた⁽²³⁾。こうして独立準備の一環として10月28日に配給省(第二次)が再建され,さらに独立後「邦穀物局」はオーストリア領・占領地域も管轄する国立穀物局に改組され,馬鈴薯流通管理のために新たに国立馬鈴薯局が設置され,そして12月8日配給問題に関する政策諮問組織として国家配給会議(Państwowa Rada Apropowizacyjna)が設けられた⁽²⁴⁾。

さらに他の主な変更点としては,国立必需品購買局・暴利投機取締局(Urząd Walki z Lichwą i Spekulacją)の設置,旧プロイセン領からの食糧移入が挙げられる。国立必需品購買局とは,1918年12月18日の政令により配給省の附属機関として設置され,政府の信用保証に基づき外国から必需品を独占的に調達し,アメリカからの人道支援物資とともにそれを自治体・労働組合・消費組合に対して優先販売するという課題を担った⁽²⁵⁾。ついで暴利投機取締局についてであるが,これは経済警察的な役割を果たす官庁として1919年1月11日の政令で設置された⁽²⁶⁾。第三に旧プロイセン領からの食糧移入に関してであるが,この論文の後半に見るように,旧ロシア領・旧オーストリア領では栽培面積・反収も減少し配給機構も余り機能していなかったが,それでも全般的食糧危機が訪れなかったのは旧プロイセン領からの移入食糧が(輸入とともに)大きな役割を果たしたからである⁽²⁷⁾。

(2) 1919/20 経済年度— 1919年7月と11月の2つの農産物取引に関する法律

1919年4月から本格化した1919/20経済年度における配給制度をどうするかという議論において,農民側の政党は自由取引の導入を,他方労働者側の政党はそれに反対した(後には大規模農家はむしろ接収を支持するようになるがその理由については後述する)⁽²⁸⁾。そしてこの論争における配給省農業局長ザボロフスキの見解は,この両者の折衷案つまり既に紹介した割当制度に

注 (22) *Wiadomości Ministerstwa Apropowizacji* (以下 *WMA*), 12 II 1919, nr 1, s. 60–61. *DLZ*, 22 X 1918, 4–292.

(23) 松家「第一次大戦から1921年までのポーランドにおける統制経済とユダヤ人問題」, 36頁。

(24) AAN, MA 285, k. 1.

(25) AAN, MA 1624, k. 34. *WMA*, 12 II 1919, nr 1, s. 41–43. 藤井「第一次大戦直後のポーランドにおける戦時経済」, 89–90頁。

(26) AAN, PUZiem 16, k. 289. *Dziennik Praw Państwa Polskiego*, 18 I 1919, nr 7, poz. 109, s. 46. *WMA*, 12 II 1919, nr 1, s. 31. *GW*, 23 II 1919, 138–53; Alfred Siebeneichen, 'Reglamentacja handlu IV', *Przemysły Handel* (以下 *PiH*), 12 II 1920, 1–7, s. 124. W., 'Rządowy projekt ustawy o zwalczaniu lichwy wojennej', *PiH*, 27 V 1920, 1–22, s. 357.

(27) Edward Rose, *Bilans gospodarczy trzech lat niepodległości*, Warszawa, 1921, s. 19–20, 26–27.

(28) Landau, Tomaszewski, *W dobie*, s. 202. Tomaszewski, 'Handel', s. 14–15.

よる「中間の道」の推進であった。この点については、1919年5月25～26日の配給省主催の旧分割領問連絡会議での彼の発言でも確認できる。

ここでも彼は戦前の自由取引制度、完全な接収制度そして中間の方法（割当制度）の3つの選択肢を紹介し、前二者の欠陥を強調することにより、「中間の道」へ誘導しようと試みた。⁽²⁹⁾この時の議論は紆余曲折を辿ったが、後に戦間期ポーランド農業経済学の指導的な学者となった前掲のイエジ・ゴシチツキ（当時彼は配給省配給政策局局长）がザボロフスキの見解を受け入れたため、第二次配給省は「中間の道」を採用することになった。⁽³⁰⁾

ここでイエジ・ゴシチツキの経歴を確認しておくと、彼は1879年生まれで、ヤギェウォ大学とロンドン大学で経済学を学び、その後1912年から1916年までロシア議会（Дума）で議員を務めた。1919年から1920年まで配給省で配給政策局局长を勤め、その後政界に移るが5月政変の後には農業団体役員となり、その後農業経済学雑誌『農民・経済学者』（*Rolnik-Ekonomista*）の編集長を歴任し、1946年に逝去した人物である。⁽³¹⁾

さて1919年から配給政策局局长に就いたゴシチツキは農村の荒廃を知る者として、この会議で悲観的な収量予測を発表した（ライ麦は戦前収穫の44%、小麦は62%の減少で不足は100万トン以上）。この予測を前に会議では、旧ロシア領の農業団体も自由取引導入を主張できず、自由取引への復帰を唯一提案していた旧プロイセン領の代表も撤回せざるを得なくなった。さらに1919年7月から、議会農業委員会と配給委員会の合同委員会でも1919/20経済年度の配給政策が取り上げられ、ここでも都市と農村が自らの利害を強硬に主張したため当初、折衷的な政府案への支持はなかった。⁽³²⁾しかし食糧問題が労働者のストを誘発し政治危機や外国の介入を招く可能性と、⁽³³⁾収穫がそもそも足りないという現実の2つの状況は、自由取引導入派に持論を固執することを許さなかった。

こうした妥協の結果成立したのが、1919年7月29日の「1919/20経済年度の農産物取引に関する法律」であった。⁽³⁴⁾この法律は穀物と穀物製品に対する統制を継続し、割当が課せられる農家規模は5.6ha以上に定められた。しかし抛出達成後の農産物自由取引が認められており、この法律はザボロフスキの「中間の道」の具体化として、自由取引と統制経済の折衷的な色彩が強かった。しかし8月1日の国家配給会議で消費者側の意見に基づき低く定められた穀物価格が13日の命令で引上げられたことは、抛出が滞れば価格も上昇するという農業者の期待を裏付け、さらに抛出が全量達成されれば穀物も自由化するという政府の約束ゆえに抛出の中断が続き、その結果秋以降切符パンの配給も中断した。⁽³⁵⁾

この秋の中断までの期間に国立穀物局がワルシャワ市に対して供給できた穀物粉の量を表2に

注 (29) GP2, 31 V 1919, 8-147 (2369). GW, 1 VI 1919, 138-148; 4 IV 1919, 138-151.

(30) AAN, MA 1815, k. 177-178.

(31) *Czy wiesz kto to jest?* Warszawa 1938 (rep. 1984), s. 219.

(32) GW, 2 VII 1919, 139-178.

(33) Adam Krzyżanowski, *Gospodarka wojenna*, Kraków, 1919, s. 170; Zbigniew Landau, Wojciech Roszkowski, *Polityka gospodarcza II RP i PRL*, Warszawa, 1995, s. 204.

(34) この間の内閣での論争については、Tomaszewski, 'Handel', s. 11, 14-15.

表2 国立穀物局からワルシャワ市供給局に配給された穀物粉の量と価格¹

期間	ライ麦粉 (80%) ²	アメリカ産小麦粉	小麦粉 (80%) ²
1919年7月	1,551,975kg	1,127,527kg	—
1919年8月	3,307,712kg	—	322,200kg
価格 ³	105 マルカ	180 マルカ	140 マルカ

注) 1. ワルシャワ市供給局 (Wydział Zaopatrywania miasta stołecznego Warszawy) とはワルシャワの食糧供給を受け持った官庁。

2. パーセントは製粉比率。

3. 100kg 当たり国立穀物局倉庫渡しの価格。

出典) AAN, PUZb 54.

示しておく。そして当時のワルシャワ市の人口九十数万人 (1921年の人口調査では936,713人)⁽³⁶⁾ を考慮すると、7～8月平均で1人あたり3,370グラムに当たり、1日あたりわずか100グラム程度にしかならず、早くもこの配給制度の失敗は明白となった。

この抛出の中断に対処する目的で、政府は抛出作戦の強化に加えて、農産物取引法を改正することで事態を打開しようとした。こうして11月18日の改正により、割当が免除される耕作規模は土地の肥沃度に応じて3段階となった (3.4, 5.6, 8.4ha)⁽³⁸⁾。しかし接収という語も用いられず、また抛出達成後の余剰農産物の自由販売に関する規定 (第3条)⁽³⁹⁾ が残されるなど、この新法は7月29日の法律の微調整でしかなかった。

この11月改正は、割当抛出計画量を約20%引き上げたが⁽⁴⁰⁾、自由市場で数倍の値段で販売できる穀物を生産者に安く抛出させるという制度を維持する限り、抛出量を引上げるための方法は限られていた。すなわち闇取引を防止するために穀物輸送を制限する方法と、軍や警察を通じて農民に抛出を強要する方法である。前者については、1920年1月、100キロを超える穀物輸送は公的な移送証に基づくこととし、さらに同月中にその対象は1キロ以上に引き下げられた⁽⁴¹⁾。ついで後者についてであるが、徴発隊に軍の支援部隊を同行させるという方法が採用された。これらの措置により1919年12月の穀物抛出は一時的に進み、穀物抛出量は1920年1月10日までに新しい計画の約50%にまで達した⁽⁴²⁾。

しかし切符パンの価格を低く維持するために自治体への卸売価格も抑えられており、国立必需

注 (35) AAN, MA 323, k. 12. AAN, PUZiem 16, k. 140. *LFP*, 6 VIII 1919, 2-204; 14 XI 1919, 2-302. *GW*, 6 VIII 1919, 139-213; 26 VIII 1919, 139-233; 2 X 1919, 139-269; 10 X 1919, 139-277. *Kurjer Poznański*, 21 VIII 1919, 14-191. *DzP*, 26 XI 1919, 61-273; 1 I 1920, 62-4. *WMA*, 23 XII 1919, 1-8/9. s. 419. Zbigniew Landau, Jerzy Tomaszewski, *Zarys historii gospodarczej Polski 1918-1939*, Warszawa, s. 67.

(36) Edward Szturm de Sztrem, *Kształtowanie się cen na ważniejsze artykuły rolne w Polsce*, (*Biblioteka Puławska nr 2*), Warszawa, 1927, s. 9.

(37) AAN, PUZiem 16, k. 140; PUZb 70, k. 68-71.

(38) *DzURP*, 1 XII 1919, nr 89, poz. 485, s. 895-898.

(39) *GW*, 14 XI 1919, 139-311. *Robotnik*, 30 I 1920, 26-30 (818).

(40) AAN, PUZb 70, k. 78. *GW*, 13 II 1920, 140-43.

(41) *GW*, 15 I 1920, 140-15; 17 I 1920, 140-17; 21 I 1920, 140-21.

(42) AAN, PUZb 70, k. 44, 75. APP, MbDzPr 82, k. 43. *Robotnik*, 30 I 1920, 26-30 (818); 1 II 1920, 26-32 (820). *GW*, 30 I 1920, 140-30, 3 II 1920, 140-33; 13 II 1920, 140-43.

品購買局・国立穀物局には逆ざやが生じていた（穀物粉一袋あたり 65 マルカ⁽⁴³⁾）。12月6日に配給省命令により公布された新穀物価格は8月13日の命令と比較して地域に応じて価格差を導入する（3段階）という点では意義があったが、闇の市場価格との乖離は依然として大きかった⁽⁴⁴⁾。さらに国立穀物局は自治体や都市の社会团体に対して信用で穀物を販売しており、その信用残高も急増していた（例えばワルシャワ市では1919年2月の890万マルカから9月の3600万マルカ⁽⁴⁵⁾に）。そして警察的手法による徴発の強化にも限界があった。生産者と闇取引業者は鉄道職員の腐敗などを利用しつつ、さらに巧妙に穀物を密輸しようとした。市場価格（ライ麦は300マルカ程度）の上昇により抛出価格（小麦以外の穀物80~140マルカ、小麦90~150マルカ）との差が拡大し、1月に入ると抛出穀物量は1日平均1,000両から400両へと低下した（貨車1両分とは10トン）。

こういった状況下、諸都市の代表によって構成されていた都市連盟（Związek Miast Polskich）は1919年12月、接收の完全実施と罰則強化による配給量の拡大を求める決議を行った。これに対して配給省はそれが不可能であると回答したが⁽⁴⁶⁾、翌1920年1月23日、1919年11月18日の法律第3条の改正により統制の強化が図られた。この改正は抛出義務を果たした農家からの余剰穀物強制買入れを導入し、また価格は割当抛出価格よりも高い250マルカ（小麦は315マルカに設定されたが、小麦の生産量は当時旧ロシア領で、ライ麦の4分の1程度しかなかった⁽⁴⁷⁾）に設定された。ただしその対象は大規模農家（22.4ha以上）に限定されており⁽⁴⁸⁾、それは大規模農場の経営者の不満をいっそう高めた。

（3） 抛出に対する大規模農場と小規模農民のあいだの利害の不一致

既に述べたように原則として、生産者は自由取引の導入を求めている。しかし危機の中で配給を確保するために統制はやむをえないという認識が広がるにつれて、大規模農場は自分たちばかりに都市配給の負担が押しつけられているという不満が広がった。図1に示したのは、1920年3月4日の国家配給会議に提出された資料に基づいて県別・規模別の割当計画とその達成率をまとめたものである。この表からは、戦災を受けた地域（ビャウイストック県〔Białostockie〕・ルブリン県〔Lubelskie〕）および零細農の多いキェルツェ県（Kieleckie）からの抛出が少ないこと、大規模農場（100モルゲン＝約56ha以上）が抛出の大部分を負担しており、抛出達成率も小規模農民の方が低かったことが読みとれる。

抛出の遅れの帰結を恐れ、1月26日の国家配給会議は農産物の完全接收の必要性を決議し、配給省内でも強制抛出・接收を導入すべきだという意見が高まり（2月9日の配給省内の配給会

注 (43) 総額では1億7000万マルカに達していた。AAN, PUZb 70, k. 83-84.

(44) AAN, PUZb 54.

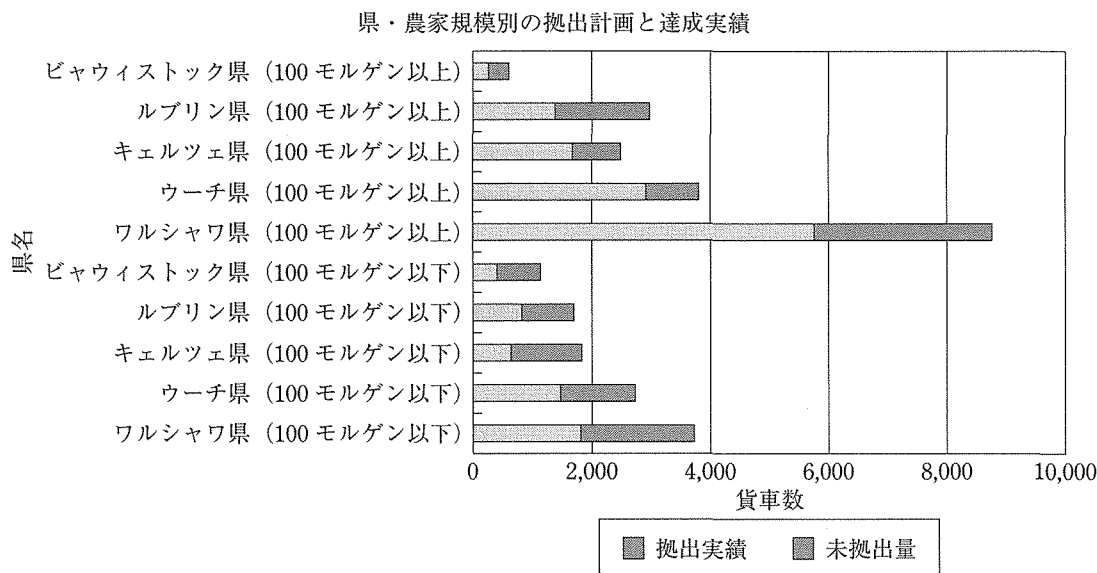
(45) AAN, PUZb 52.

(46) AAN, PRM 4506/20, k. 2-4, 14.

(47) Główny Urząd Statystyczny Rzeczypospolitej Polskiej, *Rocznik statystyki Rzeczypospolitej Polskiej. 1920/22, Część II*, 1923, s. 85.

(48) AAN, PUZb 70, k. 78. APP, MbDzPr 77, k. 93. *DzURP*, 29 I 1920, nr 6, poz. 40, s. 72-73; 6 II 1920, nr 10, poz. 58, s. 104-106.

図1 県・1919年産穀物の農家規模別の抛出計画と達成率（単位・貨車数）



注) 1. ただし、1モルゲン (morga) = 約 0.56 ヘクタール。
 2. 地名の原文表記は本文を参照。

出典) AAN, PUZb 70, k. 45.

⁽⁴⁹⁾ 議), 社会主義者も強制買い上げ免除対象の経営規模制限の廃止を訴えた。そして接收の70%強が大土地所有者の抛出した穀物であり、それに対してそれ以外の農民から抛出された穀物量は30%弱にしか過ぎなかったため、大規模農家の間でも、むしろ接收制の方が、「必要悪」としてまだましであるとの意見すら表明され始めた。⁽⁵⁰⁾ こうして2月20日妥協が図られ、対象農場の経営規模を中規模農家も含む14ha以上へと引き下げ、さらにそれ以下の農家に対しても配給省の先買権を認める改正法が成立した。⁽⁵¹⁾ しかし同時に検討されていた大規模農場を対象とする農地改革問題もあいまって、1920年春公的な抛出制度は完全な麻痺状態に陥った。⁽⁵²⁾

(4) 1920年春の公的な穀物供給の悪化とその原因としての配給制度の本質的な欠陥

3月4日の国家配給会議での報告では、1月11日から2月15日までの間に新たに抛出された穀物量は1日当たり貨車65両分に過ぎず、総抛出量も11月18日の計画に対して58%に留まった。1920年2月の配給計画によれば、表3のように貨車5,500両分を越える穀物の民需にさらに軍需を含めると10,630両分の穀物が必要であったが、旧プロイセン領からの移入も含め政府が2月確保した穀物量は半分程度⁽⁵³⁾ (5,340両)であった。

領土策定のための住民投票地域⁽⁵⁴⁾ (tereny plebiscytowe) への穀物供給も必要であったのにも関わらず、3月には各地の在庫も尽き始めた。⁽⁵⁵⁾ それゆえ1920年3月最大60マルカの追加報奨金が

注 (49) AAN, PUZiem 54, k. 440-444; PUZb 70, k. 61, 83-84.

(50) Jerski, 'Zagadnienia', *Robotnik*, 30 I 1920, 26-30 (818). *GW*, 30 I 1920, 140-30.

(51) *DzURP*, 1 III 1920, nr 19, poz. 94, s. 320-321.

(52) Rose, *Bilans gospodarczy*, s. 18-19. Jan Hupka, *Z czasów Wielkiej Wojny*, Niwiska, 1936, s. 441-442. 牛山敬二「両大戦間の農業社会」吉野悦雄編著『ポーランドの農業と農民』木鐸社、1993年、445~447頁。

(53) AAN, PUZb 53; PUZb 70, k. 44.

表3 1920年2月の配給省による配給計画

(単位：10トン積貨車)

旧ロシア領

各郡 (Powiaty)	ワルシャワ	ウーチ	鉱山地帯 (Zaglebie)	鉄道	東部国境地帯 (Kresy)	その他	合計
2,125	676	330	416	587	229	588	4,951

旧オーストリア領

塩坑 (Saliny)	産油地帯 (Zaglebie Naftowe)	住民投票地域	ルヴフ	クラクフ	その他	合計
36	12	302	139	129	70	796

出典) AAN, PUZb 70, k. 45.

穀物基礎価格に上乘せされ、また3月20日配給省は穀物粉販売価格を大幅に引上げた。⁽⁵⁶⁾そして配給省は社会的混乱をおそれ、記者会見などで2月から3月にかけて楽観的見解を公的に繰り返した。⁽⁵⁷⁾

けれども1920年春、パン配給は各地で混乱していた。ワルシャワでは一部の製パン業者がパン価格値上げを求めてストを起こし、さらに彼らはストに加わらない同業者を襲撃した。そして警察が襲撃者を逮捕し連行する途中で労働組合の組合員が襲撃し犯人を奪回するという事態すら生じた。市配給局は穀物粉の市民向け販売でストに対抗したが、結果的に妥協を強いられパン価格は引上げられた。すると今度は市民の間で値上げへの抗議が広がり、配給省は値上げ幅を圧縮する目的で市配給局に対する財政補助を強いられた。⁽⁵⁸⁾

もちろん、第二次配給省のこのような失敗の最大の原因は戦争の継続による穀物不足である。⁽⁵⁹⁾しかし同時に配給制度の欠陥に由来する問題も存在していた。ここでは、輸送設備と統計について見ていこう。

統制経済運営上第一の本質的な問題は輸送設備、特にロシア領における鉄道網の貧弱さである。⁽⁶⁰⁾ポーランドでは、旧プロイセン領以外で鉄道網(軽便鉄道含む)は未発達で、三分割国の国鉄として整備されてきた鉄道網はその間を結ぶ接続駅が少なく、旧プロイセン領からの農産物を積んだ貨物列車がそこに集中し混乱を引き起こした。また戦争による酷使・老朽化に加えて、貨車・機関車不足、ドイツ人職員の集団離職といった問題も存在した。⁽⁶¹⁾また馬も徴用のため、頭

注 (54) 住民投票地域とは、ヴェルサイユ条約第88条および94条に従ってポーランド・ドイツ両国間の国境策定に関する住民投票が行われることになった地域を指す。具体的には、東プロイセン州南部(1920年7月)およびシロンスク東部(1921年3月)。

(55) AAN, PUZiem 17, k. 140; PUZb 70, k. 39; PUZb 1675, k. 56.

(56) AAN, PUZb 1674, k. 113-116, 119.

(57) PUZb 70, k. 47. *GW*, 7 II 1920, 140-37; 13 II 1920, 140-43; 10 III 1920, 140-69.

(58) *GW*, 15 II 1920, 140-45; 17 II 1920, 140-47; 18 II 1920, 140-48; 19 II 1920, 140-49; 9 III 1930, 140-68; 14 III 1920, 140-73.

(59) Jerzy Gościcki, *Zagadnienie aprowizacji, Przegląd Gospodarczy*, nr 3 (1921), s. 87. Tomaszewski, 'Handel', s. 17.

(60) Ludwik Krzywicky, *Drożyzna, sekwestr i waluta*, Warszawa, 1921, s. 6-7, 10.

数・状態ともに消耗しており、馬車輸送にも限界があった。この輸送問題を端的に表現するのは、旧ロシア領各地の自由市場におけるライ麦価格の地域差であり（1920年5月調査）、一方でワルシャワ・ウーチ郊外が高く、他方旧プロイセン領に近いヴィエルン（Wieluń）郡が低く、その間には2倍以上の開きがあった。⁽⁶²⁾

ついで統計の問題であるが、前述のようにきわめて不正確な統計しか存在せず、1919年7月29日の法律の実施においてこの問題は致命的であった。特にこの法律が経営規模に応じて拋割当量を定めていたが、農家毎の耕作面積統計がなく、郡配給委員会は各農家に公正に拋出量を割り当てられなかった。⁽⁶³⁾

4 暴利投機取締局と戦時暴利撲滅法

本節では、暴利取締をめぐる問題点として商人・手工業者の反発、取締の限界の問題について触れ、それから1920年7月2日の戦時暴利撲滅法（Ustawa o zwalczaniu lichwy wojennej）制定に至る過程での論争を紹介したい。

商人・手工業者は、ポーランドが独立したのにもかかわらず統制が継続されたことに強く反発していた。それは独立直後の1918年12月17日の食料品在庫リストを提出することを商人に義務づける「食料品の在庫申告に関する命令」に対して、早くも1919年1月20日に、ワルシャワ・ポーランド人商人協会（Stowarzyszenie Kupców Polskich w Warszawie）が抗議を行ったことから明らかである。協会はこの抗議で、数百から数千種類もの商品を扱う商店にとってはリストを作成自体が不可能であると政府に陳情書を提出し、命令における「食料品」の定義の厳密化を求め、実行不能な命令を出すこと自体が投機を誘発するとして政府を非難していた。⁽⁶⁴⁾

他方で、大戦中ドイツ軍政による略奪から食糧を奪還するという理由で、闇取引に対して一般的にポーランド社会は寛容であり、そしてこの態度はポーランド独立後も容易には変わらなかった。1919年9月9～11日に各地の暴利投機取締局支部の代表を集めて開催された会議の報道によれば、全般的に住民は取締に対して受動的であり、貧困層とりわけ労働者が積極的に支持しているだけであり活動は低調であると報告されていた。⁽⁶⁵⁾ さらに暴利投機取締局職員や国立必需品購買局の職員、配給輸送担当の鉄道労働者、さらには軍すらも食糧の闇取引に直接・間接に関与する事態も多く見られた。⁽⁶⁶⁾ ワルシャワでは価格統制が強化されたが卸商人が市の郊外に商品を出荷することで統制を迂回するという事例もあり、またパン切符の闇取引が広く行われていることから、「死せる魂」を用いて公務員がパン切符を発行している疑惑も濃かった。各地で公文書の不法転売も頻発し、⁽⁶⁷⁾ さらに1919年11月には国立必需品購買局局長が食糧隠匿罪で逮捕されるとい

注 (61) AAN, PUZiem 97, k. 262; PUZiem 106, k. 299-301. APP, MbDzPr 85, k. 114.

(62) GW, 18 VI 1920, 142-162.

(63) AAN, PUZb 52. AAN, PUZb 53. WMA, 31 III 1920, nr 6 (14), s. 139-140.

(64) AAN, MA 320, k. 215, 218, 225-226.

(65) GW, 13 VIII 1919, 139-220.

(66) AAN, MA 323, k. 63, 68, 542-543. GP2, 24 IX 1919, 8-261 (2483). GW, 10 VI 1920, 140-155.

(67) AAN, PUZiem 17, k. 140; PUZiem 54, k. 444. GW, 24 XII 1919, 139-350. KW, 15 X 1919, 99-285.

う事件すら起こった。⁽⁶⁸⁾ さらにザボロフスキ自身もワルシャワへの食糧密輸を黙認しており、同じ11月、グルイエツ（Grójec）郡庁が自郡からワルシャワへの食糧密輸取締について配給省でザボロフスキに直訴したところ、彼は飢餓を防ぐためには、ワルシャワを非合法的な食糧輸入から切り離すことは出来ないと説明していた。⁽⁶⁹⁾

それゆえ暴利取締は密告と囹捜査によって行われざるを得ず、また取締側の闇取引負担を予防するために、密告報奨金や没収物資の捜査官による取得という制度も必要であった。そして暴利取締活動が所期の成果をもたらさないことが明らかになるにつれて、その支持者はより急進的対策を求め、他方その批判者はそれがそもそも実行不能であると訴え統制の廃止を求めた。⁽⁷⁰⁾そして前掲の1919年1月11日政令では不十分と判断した政府が、1920年3月戦時暴利撲滅法案を提出すると、この両者の間の論争は先鋭化した。

政府が暴利投機取締局の根拠法改正を目指したのは、現行政令では転売により価格を釣り上げる連鎖商法を取り締まれないという事情があった。⁽⁷¹⁾そこで法案では暴利の定義に「過剰な利益」ではなく、「過剰な価格」を用いることでこの商法を取り締まろうとしたが、これは当然商工団体の反発を招いた。1920年5月から6月に発表された、ワルシャワ・ポーランド人商人協会などの一連の反対声明を要約すると、⁽⁷²⁾（1）過剰とは相対的かつ曖昧な概念であり、利益がなくても価格が過剰であれば罰するのは不当であること、そして（2）価格とは本来市場で決まるものであり、道徳的・社会的なものではないこと、（3）価格制限は生産を萎縮させるので物価対策としてはむしろ有害であることを指摘し、さらに（4）ウーチの商工団体は、暴利投機取締局とはソヴィエトの臨時投機撲滅委員会（Чрезвычайный комитет по борьбе со спекуляцией）の移植であり、ソヴィエトと同様の混乱をもたらすとまで主張した。

これに対して政府はまず商工省機関紙を通じて、価格を審査するために設置される価格検査委員会には専門家も加わり、また行政刑も廃止されるとして商工業者の理解を求めた。⁽⁷³⁾さらに、6月には暴利投機取締局局長がインタビューに答える形で商工業者に反論したが、ここで局長は需給関係で価格が決まるという経済法則を肯定しつつも、暴利商人の跋扈には対処が必要だとこの法案を擁護した。⁽⁷⁴⁾さらに法案は議会法務委員会でも、所詮は「一時しのぎ」でしかないと問題点が指摘されたが、戦況の悪化ゆえ可決された。⁽⁷⁵⁾

注 (68) GP2, 22 XI 1919, 8-319 (2541). GW, 27 XI 1919, 139-324.

(69) AAN, MA 323, k. 9.

(70) GW, 22-24 X 1919, 139-289-291.

(71) W., 'Rządowy projekt', PiH, 27 V 1920, 1-22, s. 356-358.

(72) GW, 8 V 1920, 140-125; 10 V 1920, 140-126; 1 VI 1920, 140-147; 2 VI 1920, 140-148; 10 VI 1920, 140-155.

(73) W., 'Rządowy projekt', s. 356-358.

(74) GW, 13 VI 1920, 140-159; 14 VI 1920, 140-160.

(75) Józef Reinhold, *Ustawa o zwalczaniu lichwy wojennej oraz z odnośniami rozporządzeniami Ministra Apropowizacji*, Warszawa-Kraków, [1920?], s. 5.

5 1920/21 経済年度の配給計画を巡る論争と「中間の道」の行き詰まり

戦時暴利撲滅法案を巡る議論と並行して1920年4月から1920/21 経済年度食糧配給計画も議論され、緊迫した戦況下は実質的に接收制度を盛り込んだ法案が配給省から内閣に提出された。これは、S・シリヴィンスキ (Stanisław Śliwiński) 配給大臣の接收支持の主張を反映しており⁽⁷⁶⁾、ゴシチツキも「自由取引か農産物の接收か」という題の記事を『ワルシャワ新聞』に寄稿し⁽⁷⁷⁾、耕地面積及び反収の減少などのため不足する約180万トンの穀物を馬鈴薯粉の添加や輸入で補うにしても、政府の接收案はやむを得ないと主張した。

原則論としてゴシチツキは「国家の活動範囲拡大は支持できない」ことを強調しつつも、接收が「最もまし」であると述べ、また自由取引が導入されれば生産者の売り惜しみや投機の活発化、治安悪化、穀物価格の輸入価格水準への高騰（マルカの下落により輸入穀物価格は上昇）が生ずることになるとして接收への支持を求めた。

これに対して例えば接收制度反対の立場に立つ保守主義者のK・ルトスワフスキ (Kazimierz Lutosławski) 議員は、自分の関係する『ワルシャワ新聞』に接收支持の記事が掲載されたため、反論掲載を求め6月1日の同紙にそれは掲載された⁽⁷⁸⁾。この反論で彼は、個人こそが経済において最も効率的かつ正確な管理を行いうるという経済原則は戦乱にも拘わらず不変であると強調し、接收が導入されれば都市でも農村でも法律の非合法的な迂回が広がることになると政府案を批判した。また接收制度が不可能である根拠として、強制には必ず批判や反抗で応えるというポーランド人の国民性すら引き合いに出し、自由取引を原則とすることを訴えた。

しかし戦況悪化は1920/21 経済年度の配給制度を巡る議論をさらに続ける余裕も与えなかった。接收制度導入への反対意見も考慮して、7月9日に可決された「1920/21 経済年度の配給に関する法律」は、旧プロイセン領以外の割当制度継続が決定されたが⁽⁷⁹⁾、ただし昨年度の失敗（見通しが甘すぎた）と戦況悪化を考慮して抛出免除の下限廃止と抛出量の大幅引上げにより割当基準が強化され、またその代償として抛出価格が上げられることとなった⁽⁸⁰⁾（500マルカ）。

8月15日、ポーランド軍がソヴィエト軍をワルシャワ近郊から払い東方へと戦線を反転させても、ソヴィエト軍の収奪や軍の糧食調達の結果、食糧不足は深刻化した。9月1日の国家配給会議では、穀物調達がほぼ中断したため、9月15日からの割当穀物価格の引上げ（700マルカ）は不可避と報告された⁽⁸¹⁾。旧プロイセン領からの移入では足りず、また旧プロイセン領は、住民投票地域にも穀物を供給しなければならず、それゆえ配給制度を維持するためには輸入拡大以外の方法⁽⁸²⁾はなかった。もちろん穀物抛出は強化され抛出期限も軍の要請により11月1日に前倒しさ

注 (76) AAN, PRM 137780/21, k. 1-4. *GW*, 19 V 1920, 140-135.

(77) Jerzy Gościcki, 'Wolny handel czy sekwestr ziemiopłodów I-II', *GW*, 26 V 1920, 140-141; 27 V 1920, 140-142..

(78) X. Dr. Kazimierz Lutosławski, 'Wolny handel czy sekwestr', *GW*, 1 VI 1920, 140-147.

(79) *DzURP*, 15 VII 1920, nr 56, poz. 348, s. 946-950.

(80) *Robotnik*, 18 VII 1920, 26-193 (981).

(81) AAN, PUZb 70, k. 21-32; PUZb 1674, k. 242-243, 253, 306, 310, 326; PUZb1676, k. 255-259. APP, MbDzPr 19, k. 110.

れた。しかし国内生産では需要を賄えないのであるから、穀物をどこからか輸入し、そして何らかの方法で代金を支払わねばならない。しかし、ポーランド向け穀物の輸出が可能な国は限られていた。まずオーストラリアからの輸入を目指したがインド危機のため輸入出来ず、穀物調達先はアメリカか国境を接するルーマニアであったが、主に小麦のアメリカ産穀物は割高で借款に頼らざるを得ず、ザボロフスキはルーマニアからの輸入に期待を寄せていた。11月19日の国家配給会議で彼は、都市側から穀物不足への非難が配給省に殺到した際、ルーマニアから穀物をさしあたり15,000両分輸入するので問題はないと説明し、またシリヴィンスキ大臣もその代金について、「次世代に負担の一部を転嫁する」⁽⁸³⁾ことで問題解決を図るしかないと主張した。

これに対してこの会議で政府案を批判したのは、それまで接収支持の立場に立っていたはずのゴシツキであった。彼の立場変更の根拠については、この1年後の1921年3月『経済展望』誌に掲載された論文「我が国の配給政策」で明らかにされているが、そこで彼は、接収制度を支持していた頃の自分は、これほど複雑な配給制度を国家が運営できるという無根拠な楽観主義に立っていたとして自己批判し、また統制制度は安い穀物を提供できるわけでもないし（「自由取引」からの調達分でむしろ高くなる）、また政策自体が実行不能であるということに気づいたと述べている。⁽⁸⁴⁾つまりこの時になってようやく彼は、複雑な割当制度の運営を行う政策能力がポーランド国家にないことに気づいたのである。こうして1920年10月の対ソヴィエト戦争の休戦を機に、彼は配給政策局局長の地位を退き（この会議では農業団体代表）、そしてこの11月の国家配給会議でも彼は1920/21経済年度の拋出量も生産も低下していると訴え、農民の生産意欲を高める生産者重視の政策に転換すべきと主張したのであった。

他方ザボロフスキはすでに述べたように、ルーマニアからの穀物輸入による配給制度維持を考えていた。しかし決済用のルーマニア通貨レイを確保するためには膨大な量の自国通貨を発行する必要があった。11月25日の国家配給会議でのザボロフスキ報告によれば、ルーマニアからの穀物調達にかかる推計経費はさしあたり200億マルカとされていた。⁽⁸⁵⁾しかしこれだけの通貨を発行すればマルカは下落し、国内穀物価格を引上げ、これを消費者に転嫁しなければ逆ざやが拡大し、他方転嫁すれば都市住民の生活を直撃することが予想された。しかし、この2つの選択肢から自由取引の導入が選択されたのには、ザボロフスキの急死と配給大臣の交代（1921年1月）という事情に加えて、ルーマニアからの穀物輸入の失敗という直接的な契機が存在した。

配給省は、国営商社とルヴフ（Lwów）の複数の銀行の出資で設立するコンソーシアムが、配給省と輸入契約を結ぶことで穀物を30,000両分調達しようとしていた。⁽⁸⁶⁾しかしこの計画は当初から問題があった。ルーマニアでも物価は高騰し石炭も貨車も不足していた。またマルカ大量発行による通貨下落の規模が予測できないゆえ、⁽⁸⁷⁾マルカ建てでの確実な買入価格すら分らないと

注 (82) AAN, PRM 13780/21, k. 102-104, 107-108.

(83) AAN, PUZb 70, k. 1-9. APP, MbDzPr 77, k. 54-61.

(84) Jerzy Gościński, Nasza polityka aprowizacyjna, *Przegląd Gospodarczy*, 1 III 1921, 2-5, s. 161.

(85) AAN, PUZb 70, k. 9-17.

(86) *Robotnik*, 25 XI 1920, 26-321 (1108); 26 XI 1920, 26-322 (1109). APP, MbDzPr 77, k. 51, k. 51.

いう状況にあり、この穀物輸入作戦の失敗は必然的であった。

この無謀な穀物輸入作戦の失敗について1921年2月7日社会党(PPS)機関紙に掲載されたある記事は、次のようにルーマニアから報告している⁽⁸⁸⁾。すなわち、「ブルアド(Bârlad)地方[ルーマニア東部]では1月1日から6編成の貨物列車が停車しており、私自身もブルアドとテクチ(Tecuci)の間で22日間放置されている貨物列車を見

た」。さらにこの記事によれば、運賃不払いなどの理由で各地で25編成の貨物列車が傷みつつある穀物を積んだまま放置されているとのことであった。そして輸入計画の30,000両分の穀物が計画通り得られなければ、都市の公的パン供給が滞るのは必然的であった。

6 穀物取引の「正常化」と残された統制

穀物輸入は(石炭輸入とともに)輸入の中で大きな地位を占めており、やむを得ない農業機械・部品などの輸入を考慮すれば、貿易収支を改善するためには穀物輸入を減らさざるを得なかった(表4参照)。そして通貨下落は輸入穀物価格ついで国産穀物市場価格を上げた(1920年1月から1921年3月までの間、マルカの対ドル価値は約87%減価した⁽⁸⁹⁾)。さらに穀価上昇は、政府・自治体の食糧会計の赤字を拡大し、戦争負担と共にインフレーションを加速し⁽⁹⁰⁾、こうして配給政策は完全に行き詰まった。この現状を前に、配給制廃止が賃上げを誘発するにも拘わらず、財界団体であるポーランド鉱工業金融連盟(Lewiatan)も1920年12月下旬、自由取引導入支持の立場へと移行した⁽⁹¹⁾。

1921年1月12日、ザボロフスキの逝去(7日)直後に、財界出身のB・グロジュツキ(Bolesław Grodzicki)が配給大臣に任命されると、自由化は時間の問題となった⁽⁹²⁾。またゴシツキは、ポーランド鉱工業金融連盟の機関誌『経済展望』1921年2月号に「配給という課題」という題の論文を寄稿し、そこでさらに、「この2年間の経験から判断して、[接収]制度の実施

表4 1920年上半期のポーランドの輸出入推計

(単位:スイス・フラン¹⁾)²

	輸入	輸出	貿易収支
完成品	13,719,614	4,010,921	-9,708,693
食料品	6,645,247	2,650,338	-3,994,909
半製品	2,867,849	2,549,629	-318,220
原料	301,877	1,843,333	1,541,456
家畜(生体)		12,000	12,000
合計	23,534,587	11,066,221	-12,468,366

注) 1. 1スイス・フラン=29.7マルカ

2. 中央統計局(Główny Urząd Statystyczny)による推計データ。ただし国立必需品購買局ならびに軍による輸出入は含まれず。

出典) GW, 8 III 1921, 141-66.

注 (87) Krzywicki, *Drożynna*, s. 6, 8-9.

(88) 'Zboże rumuńskie p. Śliwińskiego', *Robotnik*, 7 II 1921, 27-37 (1179).

(89) Krzywicki, *Drożynna*, s. 13.

(90) Jerzy Gościcki, Zagadnienie aprowizacji, *Przegląd Gospodarczy*, 1 II 1921, 2-3, s. 88. Tenże, *Nasza polityka*, s. 160. Rose, *Bilans gospodarczy*, s. 63-69, 140, 171-172. 藤井「第一次大戦直後のポーランドにおける戦時経済」, 93-94, 99頁。

(91) *GW*, 19 I 1921, 141-18.

(92) *GW*, 11 I 1921, 141-10. Basiak, 'Polityka gospodarcza', s. 40.

(93) Gościcki, *Zagadnienie*, s. 86-88.

など不可能だ」と主張し、また前掲の3月の「我が国の配給政策」でも続けて、農業生産からあらゆる国家介入を排除すべきだと訴えた。

しかし、統制経済から自由経済への移行方法という問題が依然として残っていた。なぜならば、穀物取引を即時自由化した場合、急激な物価高騰を引き起こす恐れがあり、また配給に依存する貧困層の支持を背景に社会党の抵抗も大きかった。グロジェツキ配給大臣は、1921年1月21日と25日に開催された議会の配給委員会で、「接収制度は実現不可能であると見なすが、また自由取引導入は危険すぎる」とし「おそらく中間の道を行くべきなのであろう」との見解を表明したが、しかしその内容は、「原則として自由取引を導入しつつ、厳格な統制、場合によっては小規模な割当制を導入」というものであり、そして自由化の衝撃を最小化する法律・命令を1921年1月から3月にかけて成立させた⁽⁹⁴⁾。

この制度整備は、(A) 市場機構の整備、(B) 統計の収集、(C) 小売段階での価格・販売統制の維持という3つの方向で進められた。その主なものを紹介すると、(A) については1921年1月20日、近代的な商品・金融市場設置を定めた「ポーランドにおける市場組織に関する法律」が投機抑制を図る目的で制定された⁽⁹⁵⁾。(B) については、1月17日の内閣命令により、人口2万5000人を超える市などに必需品価格情報を毎月収集することが義務づけられた⁽⁹⁶⁾。そして(C) については、まず1月29日の布告により、2月中必需品物価を停止することが決定され、それに基づき内務大臣は各県知事などに電報を打ち暴利取締の強化及び奢侈・暴利撲滅社会委員会の設置を求めた⁽⁹⁷⁾。さらに2月22日にはパンの製造制限などを含む「消費制限に関する供給大臣命令」が出され、3月7日にも在庫の強制的な調査・販売を規定する「日用品の強制的在庫申告と買入に関する内閣命令」が出された⁽⁹⁸⁾。こうして商業団体の反発にも拘わらず統制強化が行われた後⁽⁹⁹⁾、配給大臣は3月10日の国家配給会議で、1921/22経済年度からの農産物自由化計画を提案した⁽¹⁰⁰⁾。そしてこの提案にも急激な自由化による衝撃を予防する措置が盛り込まれていたため、この国家配給会議では政府の自由化案は僅差で可決され、ついで17日の内閣でもグロジェツキのイニシアティブで原則的自由化の促進方針が確認された⁽¹⁰¹⁾。

配給機構に対する新聞の論調や政党の態度は、配給の停滞ゆえにそもそも厳しかったが、とりわけ批判されたのは国立必需品購買局であった。この局は輸入業務の他に、生産者から直接・間接に穀物以外の食料品を買入・加工し、軍や各地の病院・消費組合・市営商店に配給する任務を負っていたゆえ、価格の決定や委託業者の選定が公正でないという批判が生じやすかった⁽¹⁰²⁾。

注 (94) APP, MbDzPr 72, k. 34. Tomaszewski, 'Handel', s. 20.

(95) *DzURP*, 8 II 1921, nr 13, poz. 71, s. 180–184. *GW*, 23 II 1921, 141–53.

(96) *DzURP*, 15 II 1921, nr 14, poz. 82, s. 197–198. *GW*, 15 II 1921, 141–15.

(97) AAN, PUZb 69, k. 9. APP, MbDzPr 86, k. 85, 87.

(98) *DzURP*, 5 III 1921, nr 21, poz. 121, s. 259–262.

(99) *DzURP*, 12 III 1921, nr 23, poz. 127, s. 271–273.

(100) *GW*, 15 II 1921, 141–45; 25 III 1921, 141–83; 12 IV 1921, 141–98.

(101) *Robotnik*, 11 III 1921, 27–65 (1207). *LFP*, 12 III 1921, 4–70. *GW*, 13 III 1921, 141–71.

(102) APP, MbDzPr 77.

それゆえ自由化方針決定と共に、国立必需品購買局が統制経済解除の最初の対象となった。1921年春から局の清算が各地の支局から段階的に行われたが、帳簿調査が進みその乱脈経営が明らかになるにつれて、統制継続を主張する意見は説得力を失っていった。例えば1921年3月に行われたルヴフ支局の解体では、職員らが民間企業と結託して食糧投機に従事していたことが明らかになった。⁽¹⁰⁴⁾その結果、6月半ばには社会党の機関紙すら国立必需品購買局を激しく攻撃するようになり、さらに局の清算が進み様々な腐敗や膨大な赤字（例えば食肉で12億マルカ）が大きく報道されると、国営商社の制度的欠陥はもはや誰も否定しえないものとなった。⁽¹⁰⁵⁾

並行してS・プシャノフスキ商工大臣（Stefan Przanowski）を中心に政府は、1921年4～5月に配給省の廃止と穀物取引自由化に関する具体的手続きを推し進めた。⁽¹⁰⁶⁾暴利投機取締局の段階的縮小も決まり、5月31日には、ワルシャワなど主要都市を除く全支局の廃止が決定され、残る支局の活動も制限されることになった。

しかし、統制制度の廃止を望んでいた農業生産者も、完全な自由化に躊躇する理由があった。もちろん原則的には生産者は統制廃止の立場に立っていたが、同時に彼らは戦前のようなユダヤ人穀物商人の市場支配復活を恐れていた。⁽¹⁰⁷⁾6月初め政府が、農産物取引法及び配給省・国立必需品購買局、国立穀物局、国立馬鈴薯局などの廃止を含む1921/22経済年度の配給法案を発表すると、生産者側は自由化後の投機予防を口実に国内穀物取引に許認可制を導入すべきだと主張した。⁽¹⁰⁸⁾こうした農民側の試みに対して、消費者側は反発した。都市連盟は6月30日の会議で、「一部の農産物商社」が許認可制の下で国立穀物局の残余資産払下及び公的信用を受けて、穀物取引独占を図っていると非難し、また社会党のH・ディアマント（Herman Diamand）も7月初め、統制解除を契機に農民が私的独占を企んでいるとして批判した。⁽¹⁰⁹⁾

7月7日、「農産物取引制限の廃止ならびに配給省の清算状態への移行に関する法律」が成立したが、この反発を背景にこの法律には農業団体が要求した穀物国内取引における許認可制は盛り込まれなかった。法律は7月15日から原則として全ての農産物とその加工品の輸送と国内取引の自由を導入し、また配給省の廃止ならびに食糧輸出の原則禁止を定めており、これにより1915年から行われてきた穀物取引統制は若干の移行規定を伴いつつも原則自由化された。

しかし自由化路線の確定以来、物価は高騰し（標準生計費は5～6月にかけて約13%上昇）、7月15日の自由取引導入以降は投機業者が穀物を買いあさった結果、穀物価格はさらに急騰し

注 (103) *Goniec Krakowski*, 3-241, 3 IX 1920, AAN, PUZAPP 26, k. 113. *Ilustrowany Kurjer Codzienny*, 10 VII 1920, 11-187, AAN, PUZAPP 26, k. 98, 121.

(104) AAN, PUZAPP 31, k. 1-8. *GW*, 10 V 1921, 141-126.

(105) AAN, PUZAPP 26, k. 73. PUZAPP 31, k. 12. *GW*, 24 IV 1921, 141-110. *Robotnik*, 1 VI 1921, 27-143 (1265).

(106) APP, MbDzPr 86, k. 143. *GW*, 16 IV 1921, 141-102, 20 IV 1921, 141-106; 1 V 1921, 141-118. Antoni Leparski, 'Zagadnienia aprowizacyjne', *GW*, 20 IV 1921, 141-106.

(107) Leparski, 'Zagadnienia'.

(108) *GW*, 4 VI 1921, 141-150; 9 VI 1921, 141-155; 10 VI 1921, 141-156; 22 VI 1921, 141-168; 28 VI 1921, 141-174; 12 VII 1921, 141-188; 21 VI 1921, 14 1-197.

(109) *Robotnik*, 3 VII 1921, 27-175 (1299). *Kurjer Poranny*, 26 VI 1921, 44-170; 2 VII 1921, 44-176.

(1921年7月段階で6,500~8,000マルカ以上)⁽¹¹⁰⁾、それに応じて他の商品の価格も暴騰した。もちろんこの物価高騰を受けて社会主義者の自由取引批判はさらに高まり、この彼らの商工業者への不信、配給制度維持の要求こそが、その後、国家介入主義政策の一部が継続される主因とな⁽¹¹¹⁾った。例えば、ワルシャワ市配給局は1921年必需品配給の独占的な機関から自由市場で商品を調達して安価に小売する機関へと改組され活動を継続した。また1921年10月14日に「価格・利益検査委員会創設に関する内閣命令」が出され、各都市・各県に必需品価格をチェックする価格・利益検査委員会⁽¹¹²⁾が設置された。このように配給省自体は1921年12月末に解体されたが、その権限は内務省に移管され配給省時代に整備された暴利取締機関や一部の市営販売所は戦間期を通して改組を経つつ残存した。

結 論

1918年から1921年までの配給省による穀物管理政策は、ポーランドにとって最初の本格的な統制経済の試みであり、それはこれまで見てきたように完全な失敗に終わった。この統制政策は、適切な価格設定を通じて農民と都市住民の双方の利害対立を調和的に調整することにも、厳罰の導入を通じて統制機関の腐敗を抑制することにも失敗した。そして本論で見てきたようにこの失敗は、当時の技術的制約条件の下での統制経済の運営不可能性に本質的に由来するものであり、原則的には食糧供給の自由化に反対していた社会主義者にとってすら、この統制制度は支持しがたいものであった。さらに人民ポーランド時代の非社会的セクターに対する社会主義政府の柔軟な姿勢の背景に戦間期からの連続性が存在するという説得力のある議論⁽¹¹³⁾には、同時にこの独立直後の社会主義的配給政策の失敗という経験が残した、硬直的な統制経済は技術的にそもそも不可能であるという否定的な教訓も大きな役割を果たしていたとも考えられないだろうか。すなわちこの配給省という失敗を体験した政策担当者の経験を通じて、そして闇取引に従事したり暴利行為で摘発されたりした商工業者・農民といった人々の統制経済への否定的な態度を通じてこれが継承された可能性も検討されるべきであろう。しかしそのためには、さらに戦間期経済における具体的な統制制度（価格・利益検査委員会の活動分析など）の検討が不可欠であり、残念ながらこれは本論のテーマを超えるゆえに今後の検討課題とせざるを得ない。

注 (110) GW, 12 VII 1921, 141-188; 20 VII 1921, 141-196; 21 VII 1921, 141-197; 27 VII 1921, 141-203.

(111) GW, 16 IV 1921, 141-102.

(112) DzURP, 10 XI 1921, nr 88, poz. 6 49, s. 1607-1610. M. Jastrzębski, Apropowizacja robotnicza i wolny handel, *Przegląd Gospodarczy*, 15 VIII 1921, 2-16, s. 605.

(113) 小森田秋夫『体制転換と法 ポーランドの道の検証』有信堂, 2008年, 277~282頁。